「第327回 判例・事例研究会」

テーマ:懲戒処分を社内で掲示したことの名誉毀損の成否

日	時	令和2年2月5日
場	所	湊総合法律事務所 第1会議室
報	告 者	弁護士 石田嘉奈子

【判例】

	事	件	名		
事件の表示	判		決	平成19年4月27日/東京地方裁判所/	
				民事第19部/判決/平成17年(ワ)1	
				9558号	
事案の概要	•	テレ	ビ放i	送事業を営む会社の X 従業員が、会社の看板	
				過程で知り合った女子大学生らに対し、性的	
				んだうえ、接触を拒絶する旨告げられたにも	
				ず異常な言動等を繰り返したところ、Y社社	
	は、Xに対し、「担当業務において知り合った社外の人				
	物と私的に連絡を取り合っていたが、2005年1月				
				人物とトラブルとなり、この人物らに多大な	
		_		央感を与えた。私的な問題とはいえ, X の行動	
				員としてふさわしくない行動と言わざるを得	
			,,	つ信用を著しく損ねる結果を招いた。この責任	
				重大である。」との理由で、就業規則5条1項	
			_		
		及び59条7号,10号により懲戒休職6か月とする 旨の処分をした(以下「本件処分」という。)。			
		•			
	•		•	本件処分について記載した書面を社内掲示板	
				た(以下、これを「本件掲示」という。)。	
		-		業員である X は、Y社の行った懲戒休職処分	
		, , , ,		確認を求めるとともに、本件処分を社内に掲	
				と等がいずれも不法行為に当たると主張して	
		慰謝	料等	の支払を求めた。	

論点	本件掲示が名誉毀損を構成するか			
判旨	【論点の判断】 本件掲示は就業規則に基づくものであり、懲戒処分の公			
	示方法として何ら不相当なものとは認められない以上、 件掲示が名誉毀損の不法行為を構成するとはいえない。			
	【理由】			
	● Y社は、本件掲示につき就業規則 5 8 条に基づくもの			
	と主張するところ、同条は懲戒処分について、「原則			
	としてこれを公示する。」と定めており、本件掲示は			
	同規定に基づくものと解される。			
	● 懲戒処分は、不都合な行為があった場合にこれを戒			
	め、再発なきを期すものであることを考えると、その			
	ような処分が行われたことを広く社内に知らしめ、注			
	意を喚起することは、著しく不相当な方法によるので			
	ない限り何ら不当なものとはいえないと解される。			
	● そして、証拠(乙41、証人Fの証言(同人の証言調			
	書12頁)) によれば、本件掲示は、Y社の社内に設			
	置された掲示板に、Xに交付された「懲戒」と題する			
	通知書と同一の文書を張り出す形で行われ、掲示の期間は変々の光月の孔では、まましば記れたい。			
	間は発令の当日のみであったことが認められ、懲戒処			
	分の公示方法として何ら不相当なものとは認められ			
	ない。			